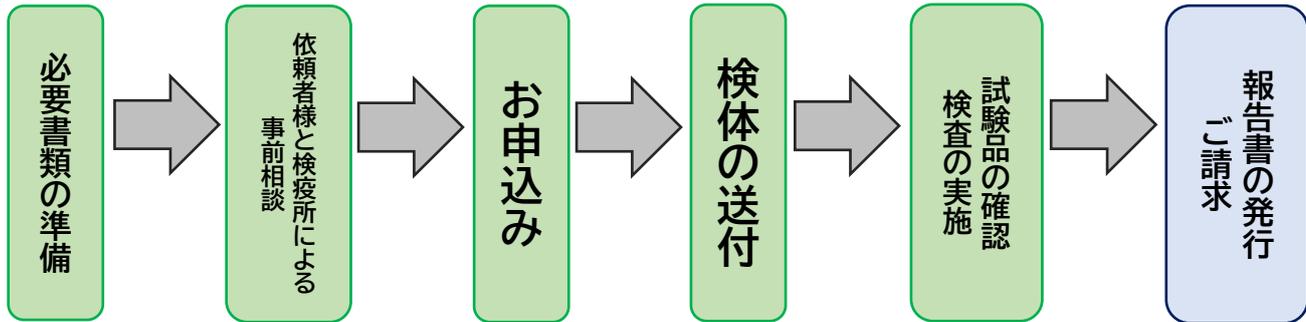


## 品目登録等に係る検査



### 1. 準備していただく書類

#### 【食品、食品添加物の場合】

- ・ 原材料がわかる書類
- ・ 製造ロットおよび製造工程がわかる書類
- ・ 商品を特定する情報
- ・ インボイス(貨物の送り状(明細書))
- ・ 船荷証券・国際宅配便伝票など(送付元が確認できる書類)

#### 【器具・容器包装、おもちゃの場合】

- ・ 材質がわかる書類
- ・ 展開図などの図面や写真等(検体が部品である場合)
- ・ 検体が特定できるカタログまたは品番等が確認できる明確な写真
- ・ インボイス(貨物の送り状(明細書))
- ・ 船荷証券・国際宅配便伝票など(送付元が確認できる書類)

(注) 品目により上記書類以外に提出をお願いする場合があります。

### 2. ご依頼者様と検疫所による品目登録等の事前相談

申請等に係る内容や検査項目については、ご依頼者様から輸入の届出をする検疫所に事前にお問合せください。

### 3. お申込み

当センターにお電話でご連絡ください。

試験依頼書と、準備していただいた書類および検疫所からの指導内容を基に、検体送付方法および検体必要量のご相談をさせていただきます。御見積書(概算)が必要な場合は作成いたします。

### 4. 検体の送付

制度上、試験品はご依頼者様からの配送、持込みまたは開梱開封された状態では検査できません。

原則として試験品は当センターに製造所(製造者)または輸出者から直送してください。

また、送料および関税についてはご依頼者様でご負担くださいますよう手続き等お願いします。

### 5. 試験品の確認、検査の実施

試験品の受領と必要な書類の確認ができ次第、検査を開始します。

### 6. 試験成績書発行

試験終了後、報告書を発行し郵送いたします。郵送前にFAXまたはメールにて結果を報告いたします。

### 7. ご請求

試験手数料をご請求させていただきます。

原則的に初回受付時は、前納制とさせていただきます。手数料が決まり次第請求書を発行し、ご入金確認後試験成績書を発行いたします。次回からは、報告書と共に請求書をご郵送いたします。